農業ひろさき

2026年11月1日（第249号）
（令和８年11月1日）

編集と発行 ： 弘前市農業委員会
弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172－40－7104

弘前市ホームページ
農業情報はこちらから

耕作証明願の手続きが変わります

１１月２日より、耕作証明願の受付の際には、「耕作証明願受付票兼農地台帳の写し交付申請書」で受け付けします。

また、受付方法の変更に伴い、本人確認および第三者の耕作証明願には、委任状が必要となります。

特に、共同防除組合の耕作証明願には、組合員全員の委任状が必要となりますのでご注意ください。

※委任者が多い場合は、確認に時間を要するため、当日中に発行できないこともあります。

◆本人確認に必要なもの

免許証、マイナンバーカード、パスポート、
運転経歴証明書（平成２４年４月１日以降に発行されたもので、住所等が最新のものに限る）

◆委任状が必要となる例

・近所の農業者から代理で証明書の取得を依頼されたとき
・親と住所の違う子が、親の証明書を取得したいとき
・農作業を委託した土地所有者の証明書を取得したいとき
・共同防除組合の証明書を取得したいとき
・会社の証明書を社員が取得したいとき

新しい耕作証明願受付票



耕作証明願受付票 兼 農地台帳の写し交付申請書

弘前市農業委員会会長 殿

当てはまる□に✔を記入して下さい。

令和 年 月 日

①窓口に来られた方はどなたですか。

住所			
フリガナ		生年月日	大・昭 平・令 年 月 日
氏名（自署）		電話番号	
常農主との関係	□本人 □同一世帯員 □その他（関係： ） □相続人（相続人が申請する場合は、戸籍謄本等が必要になる場合があります。）		

※窓口に来られた方の本人確認のため、免許証やマイナンバーカード等の提出をお願いします。
※除籍謄本等の写しをいただく場合もありますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。

②どのようなお手続きですか。

区分	使用目的	
□耕作証明願（※1※2） （ ）通	□免税軽油 □農地法の許認可事務	□米の検査 □その他（ ）
□農地基本台帳の写し交付申請（※1） （ ）通	□補助金に係る手続き □農地法の許認可事務	□台帳耕作面積等の確認 □その他（ ）

③どなたの分が必要ですか。

住所	□申請者と同じ
氏名（自署）	□申請者と同じ

※1 同一世帯以外の方、法人の代表以外が来られたときは、【委任状】が必要です。
※2 共同防除組合等の場合は全組合員等の【委任状】が必要です。

委任状

令和 年 月 日

弘前市農業委員会会長 殿

私は以下の者を代理人と定め、上記書類の交付申請及び受領に関する権限を委任します。

受任者（窓口に来る方） 住所 フリガナ 氏名

委任者（常農主） 住所 フリガナ 氏名（自署）（または記名・押印）

（委任者が２名以上の場合は、別紙の欄に引き続き記入をお願いします。）

■問い合わせ先

農業委員会農地調整係（市役所前川本館３階）
☎４０－７１０４

農家民泊で農作業を体験

９月２７日から２９日まで、神奈川県相模原市の県立上鶴間高校の生徒が、農家民泊を体験しました。

グリーンツーリズムとも呼ばれる農家民泊は、農村や山村、漁村に宿泊して豊かな自然や文化、人との交流を楽しむもので、現在当市では８軒の農家が民泊を受け入れています。

弘前里山ツーリズム会長・村上美栄子さんの自宅（宮地）に宿泊した２年生の４人は、２７日にりんごの葉取り作業、２８日には水ナスの収穫や畑の片付け作業を体験しました。

幼い頃のイモ掘り以来の畑作業だという４人は、「日中の農作業は思ったより暑いが、初めて体験することがほとんどなので、新鮮で楽しい」と話し、農家に泊まり、生活の一部に触れることを含めて、普段の生活とは異なる体験を楽しんでいました。





農作業体験の様子

全国農業新聞のご案内

全国農業新聞は、１週間の農政の動きや、現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取り組みなどを幅広く伝えることを目的に、地域農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行する農業専門紙です。

あなたも購読してみませんか。

◆発行日 毎週金曜日
◆購読料 月額９００円
◆支払方法 年２回（１月、７月）５，４００円
全国農業会議所による口座振替

■問い合わせ・申込先

・地区の農業委員・農地利用最適化推進委員
・農業委員会総務係（市役所前川本館３階）
☎４０－７１０４

全国農業新聞

みんなで考えよう、広がる、つながる これからの農業委員会セミナー

市農業委員会では、先輩女性農業委員の声を聞きながら農業委員会活動について考えるセミナーを開催します。

事前申込された方には来場者プレゼントを準備していますので、お気軽にご参加ください。

◆**対象者**　農業委員会活動に興味のある方

◆**日時**　１２月２１日（月）午後１時３０分～２時間程度

◆**場所**　岩木文化センター あそべーる
（賀田一丁目１８－４）



◆**内容**

・ゲストトーク
講師：佐藤佑美氏（新潟県長岡市農業委員、中越地域女性農業者コミュニティ「ｎｏｗａ」代表）

・パネルディスカッション
弘前市女性農業委員・講師などによる委員会活動のやりがいなど

◆**定員・参加料**　１００名・無料

◆**事前申込締切**　１２月１１日（金）

・当日参加可能
・右の二次元コードより申し込みができます。
・電話、ＦＡＸ、Ｅメールの場合は、氏名、居住する市町村名、電話番号をお知らせください。

■**問い合わせ・申込先**
農業委員会総務係（市役所前川本館３階）
☎４０－７１０４　ＦＡＸ３８－５８７０
Ｅメール nougyou@city.hirosaki.lg.jp

農振除外申出12月15日締切 農地転用　その前に

市では、農業振興のために利用・保全すべき土地を、「農用地区域」として設定しています。

この区域内の農用地を住宅用地や農業用施設用地（倉庫、資材置き場など）といった耕作以外の目的で使用する場合は、市が設定している区域から除外するなどの手続きが必要となります。

１２月１５日（火）を過ぎますと、次回分は、令和９年４月３０日（金）が締切となる予定です。

また、令和７年４月から、農振の手続きと並行して、地域計画からの除外の手続きも必要となります。

なお、受付・相談は、農用地の所在する各地区の担当課窓口で行っています。

■**問い合わせ先**

・**弘前地区**　農政課農地支援係（市役所前川本館３階）
☎４０－０６５６

・**岩木地区**　岩木総合支所総務課農林係（岩木庁舎１階）
☎８２－１６２１

・**相馬地区**　相馬総合支所総務課農林係（相馬庁舎）
☎８４－２１１１

雪害対策りんご園地等の再生のための苗木等購入費助成金

市では、２年連続の雪害に対し、苗木・単管、枝受支柱及びかすがい・ボルトの購入費助成を行っています。

枝受支柱及びかすがい・ボルトについては、１１月３０日（月）までに購入したものが対象となり、申請期限は令和９年１月１５日（金）となっています。

申請をされていない方は、期限内に忘れずにお申込みください。

苗木・単管は、令和９年１１月３０日（火）までに購入したものが助成対象となり、申請期限は令和１０年１月１４日（金）となっています。

※詳細は市ホームページ（右の二次元コード）でご確認ください。

■**問い合わせ・申込先**
りんご課生産振興係（市役所前川本館３階）
☎４０－７１０５

農地に係る許可申請 審議・決定結果の概要

農地の売買・賃借等の申請の許可等にあたり、農業委員は毎月の総会で審議・決定し、農地の適正利用の推進に努めています。

（令和８年４月から９月まで）

区　分		件数	面積（㎡）
①農地の権利移動 （農地法第３条） 農地を耕作する目的で、所有権を移転、賃借権等を設定する場合の許可申請	所有権の移転	112	477,002
	使用収益権の設定	107	617,673
（農地法第３条の３） 農地の相続等をした場合の届出	相続等の届出	81	805,070
②権利移動を伴わない転用 （農地法第４条） 農地の所有者が、農地を農地以外に転用する場合の許可申請・届出	市街化区域	3	983
	市街化区域以外	5	2,935
③権利移動を伴う転用 （農地法第５条） 農地の所有者以外が、農地を農地以外に転用する場合の許可申請・届出	市街化区域	5	6,396
	市街化区域以外	8	4,900
④農地売買等事業	所有権の移転	162	693,417
⑤農地中間管理事業	使用収益権の設定	51	414,948
⑥賃貸借の合意解約		44	242,560

■**問い合わせ先**（市役所前川本館３階）
①②③⑥農業委員会農地調整係　☎４０－７１０４
④⑤　農業委員会農地利用促進係　☎４０－０４６１

廃棄した農産物はクマなどの野生鳥獣を引き寄せます

地域農業の将来を考える集落座談会（冬）

市では、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」を策定している１０地区で、集落座談会を開催します。
地域計画は一度作って終わりではなく、毎年、目標の達成に向けてブラッシュアップしていくことが重要です。
地域の皆さまや関係機関等が、各地区の課題解決に向けた取組の見直しや新たな課題への対応策などについて話し合い、その結果を地域計画に反映させるための重要な機会となりますので、対象地区の耕作者、農地の所有者、参入を検討している農業法人など、積極的な参加をお待ちしています。

◆**申込方法**　電話、Ｅメール、二次元コードで、１２月７日（月）までにお申込みください。　※事前申込制

■**問い合わせ・申込先**
農政課農地支援係
（市役所前川本館３階）
☎４０－０６５６
Ｅメール
nousei@city.hirosaki.lg.jp

No.	地区名	月　日	時　間	会　場
1	清　水	12月14日（月）	14:00～16:00	りんご公園りんごの家 研修室１・集会室
2	旧市・和徳・豊田・堀越		18:00～20:00	総合学習センター 大会議室
3	石　川	12月15日（火）	14:00～16:00	ＪＡ津軽みらい石川支店 ２階大会議室
4	新　和	12月17日（木）	14:00～16:00	新和地区体育文化交流センター 和室
5	裾　野		18:00～20:00	裾野地区体育文化交流センター 和室
6	東目屋	12月18日（金）	14:00～16:00	東目屋公民館 研修室
7	相　馬		18:00～20:00	中央公民館相馬館 研修室１・２・３
8	千　年	12月22日（火）	14:00～16:00	千年交流センター 体育室
9	岩　木		18:00～20:00	中央公民館岩木館 大ホール
10	藤代・船沢・高杉	12月23日（水）	14:00～16:00	北辰学区高杉ふれあいセンター 体育室

農道除雪報奨金

りんご樹の雪害対策やせん定作業などを行うため、生産者の方等を対象とした農道等の除雪作業について、報奨金を交付する制度です。
是非ご活用ください。

◆**条件**　主として農業用に利用されている市内の道路であり、受益者が２名以上
◆**対象者**　・農業者又は農地所有適格法人
・農業者等で組織する団体
・農業協同組合
◆**交付額**　除雪１回につき、１㎞あたり１４，０００円
※報奨金の交付にあたっては、事前に申請書の提出が必要です。

■**問い合わせ先**
農村整備課農村整備係（市役所前川本館３階）
☎４０－２９５５

りんご公園　りんごトラック市2026

市内近郊の農家さんが、「ふじ」・「王林」をはじめとした旬のりんごや農産物・加工品を持ち寄り、りんご公園で販売会を開催します。
農家さんと直接お話しながら、弘前の旬の味覚をお買い求めください。

◆**日時**　１１月２３日（月・祝）午前１０時～午後３時
◆**場所**　りんご公園第１駐車場
（清水富田字寺沢）

■**問い合わせ先**
弘前市りんご公園
☎３６－７４３９



青森県農業簿記講座

農業経営の改善に役立つ、３３回目となる「複式簿記」の講座が開催されますので、ぜひご参加ください。

◆**日時**　１２月７日（月）、９日（水）、１１日（金）、１４日（月）、１７日（木）の５日間
午前１０時～午後３時３０分
◆**場所**　青森県農業共済組合ひろさき支所２階大会議室
（門外字村井）　☎２８－５７００
◆**対象者**　複式簿記の習得を希望する認定農業者、認定志向農業者などで、全日程参加できる方。
◆**受講料**　３，０００円
◆**教材費**　４，３００円（農業経営簿記Ⅰ・Ⅱと固定資産台帳）が必要となりますが、お持ちの方は購入不要です。
◆**申込締切**　１１月１２日（木）
◆**その他**　筆記用具、電卓をご持参ください。

■**問い合わせ・申込先**
青森県農業青色申告会連合会（青森県農業会議内）林
☎０１７－７７４－８５８０

雇用就農資金　第3回募集

全国農業会議所では、５０歳未満の就農希望者を新たに雇用し、通年で農業就業又は独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する農業者等に対して、雇用就農資金を交付しています。
今年度の第３回募集期間が、１１月２５日までとなっていますので、申込をお考えの方は、早めにお問い合わせのうえ、お申込みください。

■**問い合わせ・申込先**　青森県農業会議　矢野
☎０１７－７７４－８５８０

放置せず適切に処分しましょう

20･30代健診で、自分の腹囲と健康状態をチェックしよう！

令和６年度の健診で、腹囲が基準値（男性８５㎝、女性９０㎝）以上の人は、基準値未満の人と比べて、血圧・血糖・血中脂質などの項目で、基準値を超える人の割合が高い結果となりました。

腹囲が大きい人ほど、生活習慣病のリスクが高い傾向がみられます。

若いうちから自分の健康状態を知るために、２０・３０代健診を受けてみませんか？

◆**対象**　令和８年度内に２０～３９歳になる市民

◆**料金**　無料（社保加入者は５００円）

◆**予約方法**　受診希望日の１０日前までに、電話またはインターネット（二次元コード）で、事前予約をお願いします。

※詳しくは市ホームページや「健康と福祉ごよみ」をご覧ください。

■**問い合わせ先**

健康増進課（弘前市保健センター）

☎３７－３７５０

農作物と庭木の果実の収穫徹底のお願い

野生鳥獣による農作物被害が深刻となっています。

農作物の被害を防ぐためには、野生鳥獣にとって畑や集落がエサ場として魅力のない場所にすることが大切です。

野生鳥獣による農作物被害等にあわないために、次のことについて、皆様のご協力をお願いします。

また、被害を受けた場合にはご連絡ください。

・放置された農作物は土中に埋める等、適切に処分する。

・木に残っている果実は可能な限り残さず処理する。

・利用していない果樹は伐採する。

■**問い合わせ先**

農村整備課鳥獣対策推進室（市役所前川本館３階）

☎４０－４１５５

農地中間管理事業の活用を！

青森県農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農業支援センター）では、農業経営の規模を縮小する方から農地を借り入れ、担い手農家に貸し付けを行っています。

農地の出し手は、機構から一括して賃料が支払われるため、個別のやり取りが不要となるなどのメリットがあります。

また、農地の受け手は、効率的に規模を拡大できる、契約や賃料の支払いの相手方が機構のみで済むなどのメリットがあります。

農地中間管理事業の利用をご希望の方は、問い合わせ先までご相談ください。

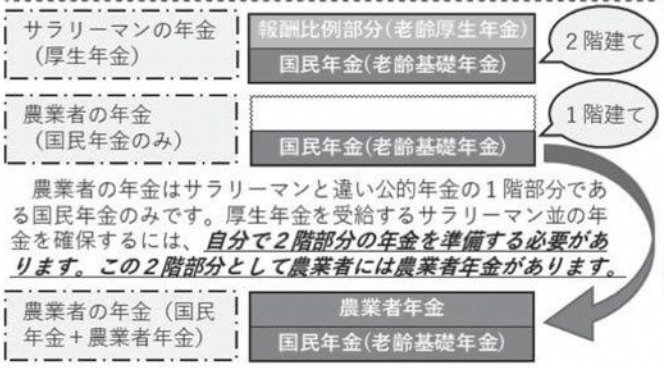
■**問い合わせ先**

農業委員会農地利用促進係（市役所前川本館３階）

☎４０－０４６１

知らないと損！農業者年金で税金対策

まず農業者年金ってなに？



農業者の年金はサラリーマンと違い公的年金の１階部分である国民年金のみです。厚生年金を受給するサラリーマン並の年金を確保するには、***自分で２階部分の年金を準備する必要があります。この２階部分として農業者には農業者年金があります。***

でも…加入する条件があるんでしょ？

農業者年金には･･･

- **国民年金第１号被保険者**（国民年金保険料納付免除者を除く）
- **年間６０日以上農業に従事**
- **６５歳未満**（60歳～65歳未満の方は、国民年金任意加入被保険者に限ります。）

の方なら**どなたでも**加入できます。

農業者年金は支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象です。

保険料は月額２万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない者は１万円）から６万７千円の中で自由に選択できます。その支払った***保険料全額が社会保険料控除となりますので、その分課税対象所得が下がり税金が安くなります。***

生計を一つにする配偶者や後継者の保険料を支払った場合は、その**合計額（最高保険料６万７千円の場合は３人分で２４１万２千円）が経営主の所得から控除**できます。

保険料の前納納付を活用し、税金対策を。



前納すれば翌年１年間の保険料も***全額社会保険料控除***に使える！

注意点

１１月１５日が前納申し込み期限ですので、翌年の３月の確定申告で社会保険料控除として申告を考えている場合は、それまでにＪＡの窓口で申し込みをする必要があります。

よって***１１月初旬に今年の売上のチェックが必要！！***

詳しい内容のお問合せは…

農業委員会☎40-7104・又はＪＡへ！